公　告

諸　事　項

国営旭東東神楽土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営旭東東神楽土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年10月19日

農林水産大臣　齋藤　健

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営旭東東神楽土地改良事業計画書（区画整理）の写し
2　縦覧期間
　平成29年10月20日から平成29年11月17日まで
3　縦覧場所
　北海道上川郡東神楽町事務所

国営芽室川西土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営芽室川西土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年10月19日

農林水産大臣　齋藤　健

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営芽室川西土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成29年10月20日から平成29年11月17日まで
3　縦覧場所
　北海道帯広市及び河西郡芽室町各事務所

国営雨竜川下流土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営雨竜川下流土地改良事業（農地防災）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年10月19日

農林水産大臣　齋藤　健

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営雨竜川下流土地改良事業計画書（農地防災）の写し
2　縦覧期間
　平成29年10月20日から平成29年11月17日まで
3　縦覧場所
　北海道雨竜郡妹背牛町及び同郡秩父別町各事務所

国営信濃川左岸流域土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営信濃川左岸流域土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年10月19日

農林水産大臣　齋藤　健

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営信濃川左岸流域土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成29年10月20日から平成29年11月17日まで
3　縦覧場所
　新潟県長岡市及び小千谷市各事務所

海難審判所公告

平成28年函審第８号

漁船第五十八永勝丸乗揚事件

この事件について来る12月19日午前９時30分審判を開廷するから、当海難審判所に出頭されたい。

平成29年10月19日

函館地方海難審判所
審判官　榎木園正一

永川　孝久　殿

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第３０１１９号

静岡県藤枝市兵太夫725―２
申立人　鈴木　啓允
本籍静岡県静岡市葵区東草深町６番地６、最後の住所静岡県静岡市葵区東深町６番９号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日平成29年９月10日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和23年９月10日、職業無職
被相続人　亡　鍋田　廣幸
事務所静岡県静岡市駿河区森下町１番30サンコウビル３階Ｂ号室　櫻田和也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　櫻田　和也
静岡家庭裁判所

平成２９年（家）第１３９号

鳥取県鳥取市用瀬町用瀬456番地
申立人　塩谷　　都
本籍兵庫県南あわじ市中条広田1360番地、最後の住所大阪府門真市島頭４丁目17番25号ナカモリマンション２Ｆ、死亡の場所大阪府門真市、死亡年月日平成24年１月18日、出生の場所兵庫県三原郡福良町、出生年月日昭和22年４月10日、職業不詳
被相続人　亡　奈良　文子
鳥取県鳥取市瓦町101番地　エステートビルⅥ　２Ｆ
相続財産管理人　行政書士　荻原　誉康
鳥取家庭裁判所

平成２９年（家）第３６２号

香川県高松市磨屋町６番地５
申立人　弁護士法人のぞみ総合法律事務所
本籍岡山県玉野市小島地1087番地、最後の住所香川県高松市三谷町1626番地介護付有料老人ホーム幸寿荘、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日平成29年６月３日、出生の場所香川県香川郡仏生山町、出生年月日昭和17年３月７日、職業不詳
被相続人　亡　白川智恵子
事務所香川県高松市磨屋町６番地５　のぞみビル　のぞみ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　兼光　弘幸
高松家庭裁判所

平成２９年（家）第６０８７号

長崎県佐世保市八幡町１番10号
申立人　佐世保市
本籍長崎県佐世保市白南風町130番地、最後の住所長崎県佐世保市大和町623番地、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日平成28年７月28日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和２年７月９日、職業無職
被相続人　亡　松下　和子
長崎県北松浦郡佐々町本田原免151番地３、事務所長崎県佐世保市木場田町３番34号
相続財産管理人　横田　博昌
長崎家庭裁判所佐世保支部